

○国立大学法人筑波大学附属病院長候補者の選考に関する規程

〔平成29年10月26日〕
〔法人規程第55号〕

改正 令和 元年法人規程第11号

令和 3年法人規程第41号

国立大学法人筑波大学附属病院長候補者の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第63条に規定する附属病院長の候補者（以下「附属病院長候補者」という。）の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 附属病院長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 附属病院長の任期が満了するとき。
- (2) 附属病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属病院長が欠員となったとき。
- (4) 附属病院長が解任されたとき。

(選考基準)

第3条 附属病院長候補者となることができる者は、医師免許を有し、人格が高潔で学識に優れ、附属病院の将来に明確なビジョンを有し、次に掲げる資質及び能力を有するものとする。

- (1) 附属病院内外での管理運営経験を有し、附属病院の健全な運営及び経営にガバナンスを発揮できること。
- (2) 患者の安全を第一に考え、医療安全について十分な経験及び指導力を有し、附属病院の高度な医療安全管理体制を確保できること。
- (3) 筑波研究学園都市にある病院として、世界最先端の医療・研究・教育を推進できること。
- (4) 幅広い能力を有する優れた医療人養成に貢献するとともに、地域医療の中核的拠点として、その発展に貢献できること。

(選考委員会)

第4条 学長は、附属病院長候補者の選考を行うため、附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 2人
- (2) 医学医療系長
- (3) 系長（前号を除く。）及び重点研究センター（先端的研究型）の長のうちから学長が指名する者 2人
- (4) 学長が委嘱する学外の有識者 4人
- (5) その他学長が必要と認める者 若干人

3 選考委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員のうちから、学長が指名する。

- 4 選考委員会は、医療法（昭和23年法律第205号）その他関係法令等に基づき、学長と特別の関係がある者以外の複数の者を委員に含まなければならない。
- 5 学長は、選考委員会を設置したときは、その名簿及びその選定理由を公表するものとする。

（議事）

- 第5条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 前項の場合において、前条第2項第4号の委員は2人以上出席しなければならないものとする。

（附属病院長適任者の推薦）

- 第6条 医学医療系長は、選考委員会に、附属病院長にふさわしい者（以下「附属病院長適任者」という。）を、原則として3人以上推薦するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長及び選考委員会の委員は、附属病院長適任者を推薦することができる。
 - 3 前2項の推薦に当たっては、附属病院長適任者の略歴、推薦理由等を添付するものとする。

（附属病院長候補者の対象）

- 第7条 選考委員会の委員が、前条に規定する推薦を受けたときは、当該委員を辞任する。
- 2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、第4条第2項各号（第2号を除く。）の委員を補充することができる。

（附属病院長候補者の選出）

- 第8条 選考委員会は、附属病院長適任者の所信等を聴取のうえ、2人以上の附属病院長候補者を選出し、学長に推薦するものとする。

（附属病院長の指名）

- 第9条 学長は、選考委員会から推薦のあった附属病院長候補者について、附属病院長として最も適任であることに加え、副学長として適任であるか否かを判断のうえ、附属病院長を指名する。
- 2 学長は、附属病院長を指名したときは、当該附属病院長の氏名、選考理由、選考過程等について、遅滞なく公表するものとする。

（任期）

- 第10条 附属病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
- 2 第2条第2号から第4号までの理由により選考された附属病院長の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書きに規定する期間には加えないものとする。

（その他）

- 第11条 この法人規程に定めるもののほか、附属病院長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令元. 9. 26 法人規程11号）

この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令3. 12. 23 法人規程41号）

この法人規程は、令和3年12月23日から施行する。